

第32回

茅ヶ崎市遺跡調査発表会



日 時	令和4（2022）年1月16日（日）
会 場	茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室
主 催	茅ヶ崎市教育委員会

はじめに

茅ヶ崎市は、北部に台地・丘陵、そして南部には砂州・砂丘地帯や相模川などによってつくられた自然堤防などの地形で形成されております。これらの地形には古くから人々が生活をしてきたことが遺跡の存在から明らかになっています。こうした遺跡は文化財保護法では埋蔵文化財（土地に埋蔵されている文化財）として扱われており、現在市内では 216 箇所が周知され保護されています。

現代に生きる私たちは、限られた土地のなかで様々な開発を行いながら生活しておりますが、土地の開発行為は祖先の足跡が残る遺跡にも影響を及ぼします。茅ヶ崎市ではこうした開発に際し、関係者の協力を得て消滅してしまう可能性の高い遺跡について工事に先立ち発掘調査を行い、記録として後世に継承しております。また、保存整備に必要な資料蓄積のため国史跡「下寺尾官衙遺跡群」及び国史跡「下寺尾西方遺跡」の確認調査も実施しております。これらの発掘調査で得られた成果については、多くの市民の方にお知らせする機会として、本市では例年遺跡調査発表展示会を実施しており、今年度で 32 回目を迎えました。

今年度は 29 件の開発に伴う調査によって得られた成果を報告いたします。

最後に、各調査に際して文化財保護の趣旨にご理解いただき、ご協力いただきました地権者・事業者の方をはじめとする関係者の皆様に厚く御礼申し上げますとともに、会の開催にあたりご尽力いただきました調査関係者に対して感謝申し上げます。

令和 4 年 1 月 16 日

茅ヶ崎市教育委員会
教育長 竹内 清

例 言

- 1 本書は、第 32 回茅ヶ崎市遺跡調査発表会の発表要旨である。
- 2 本書には令和 2（2020）年度に茅ヶ崎市内において実施された発掘調査の成果を収録した。
- 3 各報告の題目は現在の町名＋遺跡名＋調査回数で表記している。
- 4 本書の執筆は、発表者あるいは調査担当者が行った。
- 5 本文中の用語・用字については執筆者の意図を尊重し、統一していない。また各年代観、時代・時期区分についても同様だが、参考の略年表を掲載した。
- 6 発表要旨作成にあたっては、株式会社アーク・フィールドワークシステム、株式会社斉藤建設、株式会社四門、有限会社吾妻考古学研究所にご協力いただいた。
- 7 本書の編集は茅ヶ崎市教育委員会の三戸智也が行い、大村浩司、藤井秀男、澤村奈穂子、田中万智、高橋桃子、大久保日向子の協力を得た。
- 8 発表要旨は、PDF 版を市ホームページで公開している。

https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/bunka_rekishi/1045095.html

◇表紙写真 御屋敷 B 遺跡第 13 次調査 空撮（上が北）

◇裏表紙写真 下ヶ町遺跡第 20 次調査 1 号竪穴状遺構出土銅製品

目 次

はじめに

例言

令和2年度茅ヶ崎市内における埋蔵文化財調査等の動向

三戸智也（茅ヶ崎市教育委員会） ……1

【特別報告】 ……6

1 国指定史跡 『下寺尾官衙遺跡群』・『下寺尾西方遺跡』

下寺尾 西方遺跡第12次確認調査 加藤大二郎（茅ヶ崎市教育委員会） ……6

【基本報告】 市内確認調査・発掘調査報告 ……14

2 芹沢 下場B遺跡第1次調査 三戸智也（茅ヶ崎市教育委員会） ……14

3 西久保 大屋敷A遺跡第7次調査 大坪宣雄（㈸吾妻考古学研究所） ……18

4 西久保 大屋敷A遺跡第8次調査

渡辺 務（㈱アーク・フィールドワークシステム） ……22

5 円蔵 御屋敷B遺跡第13次調査 三ツ橋正夫（㈱斉藤建設） ……26

6 円蔵 下ヶ町遺跡第19次調査 降矢順子（㈱斉藤建設） ……30

7 矢畑 金山遺跡第24次調査 中川 泰（㈱斉藤建設） ……34

8 浜之郷 宮ノ腰遺跡第17次調査 加藤大二郎（茅ヶ崎市教育委員会） ……38

9 香川 原遺跡第1次調査 関根信夫（㈱四門） ……44

【誌上発表】

10 下寺尾 西方遺跡第11次確認調査 三戸智也（茅ヶ崎市教育委員会） ……50

11 西久保 上ノ町遺跡第21次調査 降矢順子（㈱斉藤建設） ……52

12 西久保 大町B遺跡第6次調査 三戸智也（茅ヶ崎市教育委員会） ……56

13 円蔵 鶴ヶ町遺跡第11次調査 藤井秀男（茅ヶ崎市教育委員会） ……60

14 円蔵 下ヶ町遺跡第18次調査 高橋桃子（茅ヶ崎市教育委員会） ……63

15 円蔵 下ヶ町遺跡第20次調査 三戸智也（茅ヶ崎市教育委員会） ……67

16 萩園 辻西遺跡第1次調査 降矢順子（㈱斉藤建設） ……71

17 香川 中通D遺跡第1次調査

渡辺 務（㈱アーク・フィールドワークシステム） ……75

18 香川 中通C遺跡第7次調査

渡辺 務（㈱アーク・フィールドワークシステム） ……79

19	赤羽根 二図B遺跡第8～11次調査	藤井秀男（茅ヶ崎市教育委員会）……………83
20	菱沼 長町A遺跡第1次調査	藤井秀男（茅ヶ崎市教育委員会）……………89
21	小和田 池袋A遺跡第2次調査	降矢順子（㈱斉藤建設）……………92
22	本村 前ノ田遺跡第6－2次調査	渡辺 務（㈱アーク・フィールドワークシステム）……………96
23	本村 前ノ田遺跡第7次調査	藤井秀男（茅ヶ崎市教育委員会）……………100
24	本村 前ノ田遺跡第8次調査	三戸智也（茅ヶ崎市教育委員会）……………103
25	本村 前ノ田遺跡第9次調査	三戸智也（茅ヶ崎市教育委員会）……………107
26	元町 石神遺跡第4次調査	渡辺 務（㈱アーク・フィールドワークシステム）……………111

令和2年度茅ヶ崎市内における埋蔵文化財調査等の動向

三戸 智也

1 市内の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）

茅ヶ崎市内における周知の埋蔵文化財包蔵地数は令和4年1月現在において216箇所を数える。内容は旧石器時代から縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代、中近世、近現代にわたる。教育委員会ではこれらの土地に内包されている歴史を保護・調査・普及・活用を行っている。なお、現在周知されているもののほかに、山林や工場などの未確認部分があること、地下深くに存在し調査が及んでいない部分があると考えられることから、これらの数や範囲は工事中の不時発見や試掘・確認調査の結果により、内容に変更が生じる場合がある。

2 文化財保護法による届出・通知

文化財保護法では埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等による掘削を行う場合には書面によって届出あるいは通知が必要とされている。令和2年度における市教育委員会への埋蔵文化財包蔵地の照会件数は2,325件を数える。このうち届出・通知件数は412件（民間事業384件、公共事業28件）で、民間事業の内容は個人住宅171件、集合住宅14件、その他建物11件、宅地造成17件、ガス・水道等147件、その他工事19件、工場1件、店舗1件、道路3件、公共事業内容は河川2件、ガス・水道等5件、その他工事21件となっている。

3 試掘・確認調査

市教育委員会では、上記の届出・通知が提出されたものおよび遺跡の周辺、未確認地において計画されている開発事業等の取扱いに際して、必要に応じて遺跡状況を把握するために試掘・確認調査を実施し、その調査成果を基に取扱いを協議している。令和2年度に市教育委員会では71件69地点の試掘・確認調査を実施した。調査面積は合計で513.77㎡であり、50件において遺構や遺物を確認した。

4 令和2年度の発掘調査

令和2年度に実施した発掘調査は27件（令和

元～2年度にまたがる調査1件を含む）である。原因はすべて土木工事等に伴うもので、その内訳は個人住宅8件、集合住宅6件、宅地造成10件、老人ホーム1件、店舗1件、道路1件であり、原因者は民間事業者26件、茅ヶ崎市1件となっている。また、調査された遺跡の地形は市北部の丘陵地帯1件、市南西部の自然堤防地帯12件、南部の砂丘地帯14件であった。なお、上記以外で自然堤防地帯における宅地造成工事を原因とする鶴ヶ町遺跡第12次調査は令和2年度から令和3年度にかけての調査であったため、遺跡発表会については令和3年度分の調査として整理している。

5 発掘調査成果の概要

令和2年度市内発掘調査について、調査成果を概観する。

（1）台地・丘陵地帯の調査〔1・2・10〕

市北部の台地・丘陵地帯は相模川左岸に広がる相模野台地の南西端部に位置しており、その大部分が高座丘陵と呼ばれる。高座丘陵は綾瀬市から藤沢市にかけて、北から南に広がる三角形を呈する南北9km、東西0.5～5kmの丘陵で、比較的緩やかな起伏の丘陵面が広がっているが、この丘陵を小出川や支流の駒寄川などが浸食し、芹沢・行谷・堤・下寺尾などの谷戸を作り出している。

調査は、後述する史跡下寺尾官衙遺跡群および下寺尾西方遺跡（1・10）、下場B遺跡（2）の3地点で実施された。下場B遺跡第1次調査では、部分的に上部が削平されていたが、旧石器時代の石器、縄文時代、古墳時代の竪穴住居跡、中近世の竪坑、畝状遺構などが発見された。

（2）自然堤防地帯の調査〔3～8・11～16〕

市南西部の自然堤防地帯は、河川沿いに洪水時の土砂が堆積してできた微高地で河川に並行して形成されている。円蔵・西久保・浜之郷周辺の微高地は自然堤防起源であるが、小出川の蛇行と下刻によって周囲が低くなった結果、微高地となっ



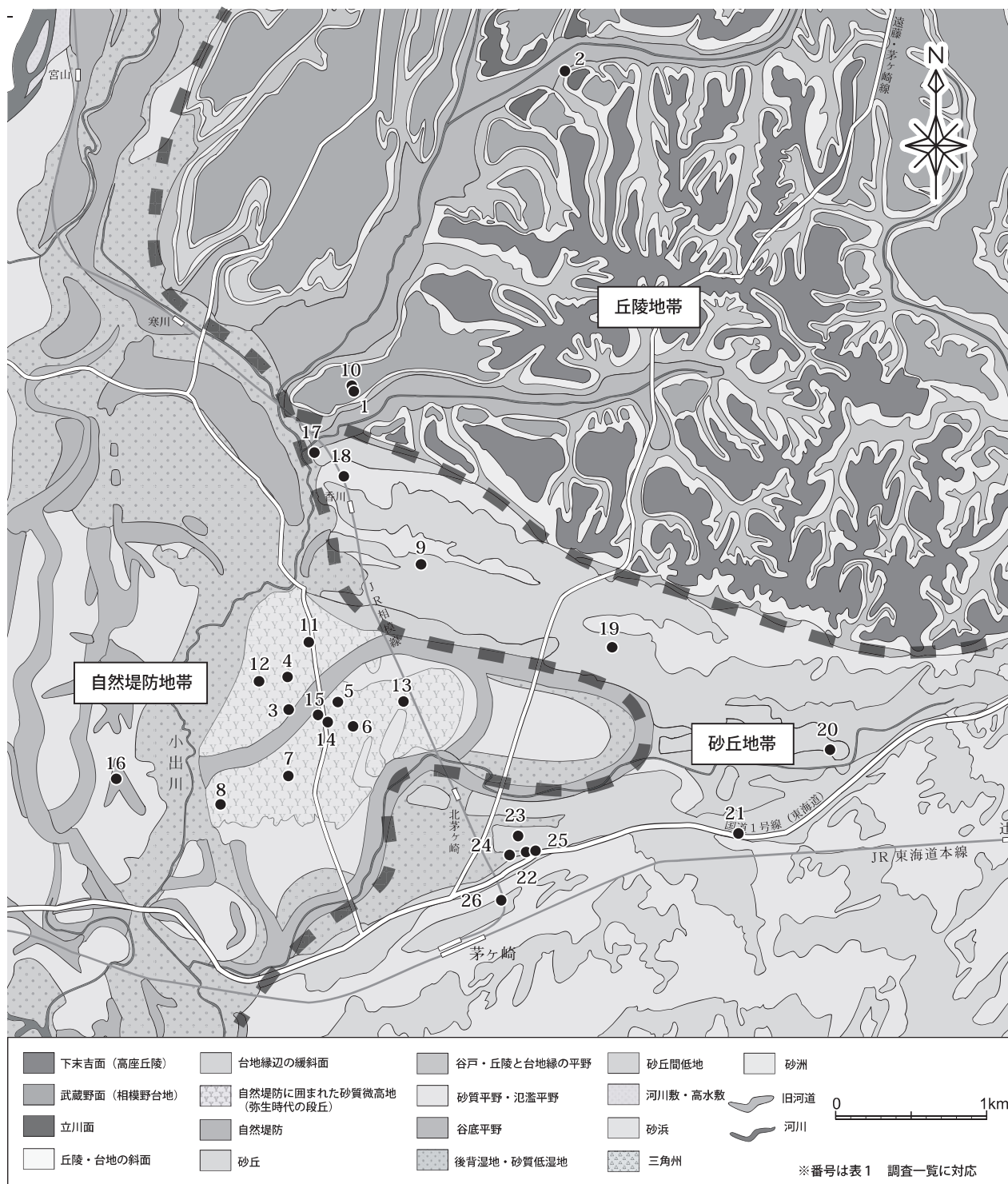
第2図 令和2年度調査地点位置図 (1/50,000)

たとされている。

調査は、北から順に西久保地区の上ノ町遺跡(11)、大町B遺跡(12)、大屋敷A遺跡(3・4)、円蔵地区の鶴ヶ町遺跡(13)、御屋敷B遺跡(5)、下ヶ町遺跡(6・14・15)、矢畑地区の金山遺跡(7)、浜之郷地区の宮ノ腰遺跡(8)、萩園地区の辻西遺跡(16)の12地点で実施された。

調査の特徴としては、当該地域が大庭御厨の一部であり、懐島景義をはじめとする領主たちが拠

点とした地域と目されるように中世以降の痕跡が多く発見された。特に大町B遺跡第6次調査(12)や大屋敷A遺跡第7・8次調査(3・4)、下ヶ町遺跡第19次調査(6)では、数条の溝が検出され、御屋敷B遺跡第13次調査(5)では幅5mを超える規模の溝が検出されるなど、活発な土地利用が窺えた。中世以前では、古墳時代～平安時代において、上ノ町遺跡第21次調査(11)、大屋敷A遺跡第7次調査(3)、下ヶ町遺跡第18



第3図 地形分類図 (1/40,000) (上本・浅野 1999 地形発達史江戸時代中期～大正時代を改変)

次調査 (14)、宮ノ腰遺跡第 17 次調査 (8) などでは竪穴状遺構や竪穴建物跡が発見され、広い範囲で集落が展開していたことが改めて明らかになった。

(3) 砂丘地帯の調査 [9・17～26]

市北部の丘陵地南縁から海岸までの約 4 km にわたる地域は、東西方向に形成された砂丘地帯お

よび砂丘間低地である。砂丘は縄文時代中期以降の海退と地盤の隆起などによって発達し、現在までで 10 本程度の砂丘列が確認されている。香川駅周辺の砂丘が最も初期に形成された砂丘である。

調査は、北から順に香川地区の中通 D 遺跡 (17)、中通 C 遺跡 (18)、原遺跡 (9)、赤羽根

表1 調査一覧（掲載順）

No.	遺跡名	遺跡 番号	調査 回数	調査期間	調査機関		調査の原因	調査 面積	出土数 (天箱数)	口頭 発表
					調査団体	調査担当者				
1	西方遺跡	1	12	令和3年2月8日 ～3月29日	市教委	加藤大二郎	史跡整備	100.9	6	○
2	下場B遺跡	114	1	令和2年1月27日 ～4月30日	市教委	三戸智也	道路	638.0	8	○
3	大屋敷A遺跡	188	7	令和2年6月15日 ～8月17日	市教委	加藤大二郎 大坪宣雄	宅地造成	406.0	8	○
4	大屋敷A遺跡	188	8	令和2年8月5日 ～10月2日(1次) 令和2年11月4日 ～令和3年1月26日 (2次)	アーク	渡辺 務	集合住宅	691.1	4	○
5	御屋敷B遺跡	157	13	令和2年12月1日 ～令和3年1月18日	斉藤	三ツ橋正夫	宅地造成	125.65	4	○
6	下ヶ町遺跡	184	19	令和2年8月20日 ～9月30日	斉藤	降矢順子	宅地造成	145.74	3	○
7	金山遺跡	182	24	令和3年1月18日 ～2月10日	斉藤	中川 泰	宅地造成	86.5	1	○
8	宮ノ腰遺跡	152	17	令和2年6月8日 ～7月8日	市教委	加藤大二郎	宅地造成	45.0	6	○
9	原遺跡	53	1	令和2年5月11日 ～6月1日	四門	関根 信夫	宅地造成	101.77	1	○
10	西方遺跡	1	11	令和2年11月19日	市教委	三戸智也	防災無線	3.24	1	
11	上ノ町遺跡	148	21	令和3年2月10日 ～2月26日	斉藤	降矢順子	集合住宅	21.37	1	
12	大町B遺跡	149	6	令和2年8月17日 ～9月9日	市教委	三戸智也	宅地造成	58.08	1	
13	鶴ヶ町遺跡	186	11	令和2年6月18日 ～6月30日	市教委	鈴木 綾	宅地造成	36.9	1	
14	下ヶ町遺跡	184	18	令和2年7月2日 ～8月8日	市教委	鈴木 綾	宅地造成	46.9	17	
15	下ヶ町遺跡	184	20	令和2年12月7日 ～12月11日	市教委	三戸智也	個人住宅	13.5	1	
16	辻西遺跡	177	1	令和3年1月13日 ～1月29日	斉藤	降矢順子	宅地造成	68.0	1	
17	中通D遺跡	168	1	令和3年2月17日 ～3月24日	アーク	渡辺 務	集合住宅	180.1	2	
18	中通C遺跡	167	7	令和3年4月7日 ～5月26日	アーク	渡辺 務	集合住宅	240.6	2	
19	二図B遺跡 (狸塚を含む)	57	8	令和2年5月12日 ～5月14日	市教委	加藤大二郎 鈴木 綾	個人住宅	25.5	1	
			9	令和2年5月20日 ～5月22日	市教委	加藤大二郎 鈴木 綾	個人住宅	24.0	1	
			10	令和2年5月26日 ～5月27日	市教委	加藤大二郎 鈴木 綾	個人住宅	15.25	1	
			11	令和2年6月25日	市教委	三戸智也	個人住宅	9.0	1	
20	長町A遺跡	76	1	令和2年6月5日	市教委	鈴木 綾	個人住宅	6.6	1	
21	池袋A遺跡	81	2	令和2年4月24日 ～7月16日	斉藤	降矢順子	店舗	630.0	8	
22	前ノ田遺跡	200	6-2	令和2年6月17日 ～7月2日	アーク	渡辺 務	集合住宅	42.4	1	
23		200	7	令和2年4月21日 ～4月29日	市教委	鈴木 綾	個人住宅	26.91	1	
24		200	8	令和2年5月11日 ～5月25日	市教委	三戸智也	集合住宅	15.0	7	
25		200	9	令和3年1月18日 ～1月29日	市教委	三戸智也	個人住宅	25.0	6	
26	石神遺跡	203	4	令和2年5月18日 ～7月27日	アーク	渡辺 務	老人ホーム	471.6	1	

市教委：市教育委員会、アーク：株式会社アーク・フィールドワークシステム、斉藤：株式会社斉藤建設
 四門：株式会社四門、吾妻：有限会社吾妻考古学研究所

地区の二図B遺跡（19）、菱沼地区の長町A遺跡（20）、小和田地区の池袋A遺跡（21）、本村地区の前ノ田遺跡（22～25）、元町地区の石神遺跡（26）の14地点（二図B遺跡（19）は4地点分）で実施された。

調査では、縄文時代から近世以降までの内容が確認され、地点によって主たる時代がやや異なる。

古墳～平安時代においては、中通D遺跡第1次調査（17）で当該期の竪穴建物跡、池袋A遺跡第2次調査（21）では古代と考えられる貝溜り（土坑）、前ノ田遺跡（22～25）では、当該期の遺物が大量に出土した。

中世においては、二図B遺跡第8～11次調査（19）で竪穴状遺構や溝状遺構が検出され、令和元年度に実施された第7次調査を追認する内容が確認された。

近世においては、原遺跡第1次調査（9）で溝状遺構などが発見され、耕作域と林の区画を示すものと推測された。

6 史跡整備に伴う確認調査

市教育委員会では、平成27年3月10日付けで国史跡の指定を受けた下寺尾官衙遺跡群、平成31年2月26日付けで国史跡の指定を受けた下寺尾西方遺跡の保存・活用を目的とし、確認調査を実施している。令和2年度は防災無線更新工事に伴い史跡への影響を確認するため第11次確認調査（10）、史跡整備に伴い遺跡の状況を確認するため第12次確認調査（1）を実施した。

第11次確認調査（10）では、縄文土器が1点出土したが客土内での出土であり、史跡に関連する内容は確認されなかった。第12次確認調査（1）では官衙に関連する南北・東西の溝が発見され、南北の溝については途切れる範囲が確認された。

7 出土品整理・報告書刊行

発掘調査によって出土した遺物については、洗浄・台帳作成・注記・接合・図化、図面や写真については内容を整理・検討してまとめ、最終的に記録資料として報告書を刊行することとなる。

令和2年度は、次の8冊の報告書（市教育委員会3冊、民間発掘調査組織6冊）が刊行された。

（1）茅ヶ崎市教育委員会

茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告 58

『公共下水道工事布設関連遺跡調査報告Ⅰ
平成13（2001）年度発掘調査』

茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告 59

『国史跡下寺尾官衙遺跡群Ⅰ～相模国高座郡家の調査（西方遺跡第1次確認調査）～』

茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告 60

『市内遺跡試掘・確認調査報告ⅩⅨ～平成31・令和元（2019）年度実施の埋蔵文化財試掘・確認調査報告～』

（2）民間発掘調査組織

株式会社アーク・フィールドワークシステム

『本村居村B遺跡第7次発掘調査報告書』

『菱沼已待田A遺跡第3次発掘調査報告書』

『本村居村A遺跡第9次発掘調査報告書』

『赤羽根二図B遺跡第6次調査』

『下町屋石原A遺跡第9次調査発掘調査報告書』

株式会社四門

『西久保大屋敷B遺跡第14次調査報告』

8 公開・普及等

遺跡（埋蔵文化財）は、その土地の歴史を正しく理解するために重要な資料であるという認識を深めるために、講座や遺跡探訪を通じて市内調査成果を広く公開している。小学校、中学校、まなび講座、公民館講座、文化資料館での講座、市内遺跡探訪、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業でのまち歩きを実施している。令和2年度には動画による対応を含めて8件の講師対応を行った。

市教育委員会の主催事業としては新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、大部分を中止した。そのなかでも、第31回茅ヶ崎市遺跡調査発表展示会については、展示会は実施できなかったが、発掘調査の報告については発表要旨を作成し各公共施設に配布、希望者には郵送を行った。発表については動画を作成し、【「茅ヶ崎市公式」ちがさき動画ライブラリー】で公開した。

こうした調査を進められる背景には、文化財保護の趣旨をご理解、ご協力いただいた土地所有者や事業者の方々をはじめ、多くの市民の皆様からいただいたご支援の賜ものです。ここに、あらためて記し感謝申し上げます。

【特別報告】

1 国指定史跡 『^{しもてらお}下寺尾官衙遺跡群』・『^{しもてらおにしかた}下寺尾西方遺跡』 ^{しもてらお}下寺尾 ^{にしかた}西方遺跡第 12 次確認調査

加藤 大二郎

- 1 調査地点 下寺尾 441 番 1 ほか
- 2 調査期間 令和 3 年 2 月 8 日～3 月 29 日
- 3 調査主体 茅ヶ崎市教育委員会
- 4 調査担当者 加藤大二郎（社会教育課）
- 5 調査目的 史跡保存整備のための確認調査
- 6 調査面積 約 100.9㎡
A 区 20㎡、B 区 10.8㎡、
C 区 47.6㎡、D 区 22.5㎡
- 7 遺跡の時期 縄文、弥生、古墳、奈良、平安、
中世、近世
- 8 遺跡の位置と立地

西方遺跡は史跡下寺尾官衙遺跡群を構成する一つで、位置は茅ヶ崎市北西部にあたり、地形的には相模原台地が西に向かって舌状に延びる平坦な部分に立地している。標高は約 13 m を測る。

9 調査の経緯と経過

（1）調査経緯

西方遺跡は、平成 14 年度に北陵高校建替え計画に伴う事前発掘調査が実施され、古代高座郡家に比定される官衙関連遺構や弥生時代中期の環濠集落が確認されたことから、建替え計画の見直しが行われ、遺跡は現状保存されることとなった。その後、南西側に位置する下寺尾廃寺（七堂伽藍跡）における確認調査が進み、遺跡群の様相が明らかになり、古代において比較的限定された範囲で郡家や郡寺さらには祭祀場や船着き場といった関連施設がまとまっていることや、遺跡の全体像が成立から廃絶までを把握することができることなどから、地方における官衙遺跡の構造や立地を知る上で重要な遺跡であると評価され、『下寺尾官衙遺跡群』として平成 27 年 3 月 10 日付けで国の史跡に指定された。

さらに、下寺尾官衙遺跡群の中で台地部分を占

める西方遺跡では、前述のとおり弥生時代中期の環濠集落が確認されており、南関東最大級の規模であることや、石器から鉄器文化へと移行する様子を知ることが可能なことが評価され、平成 31 年 2 月 26 日付けで『下寺尾西方遺跡』として、国の史跡に指定され、西方遺跡の大部分が重複する形で 2 種の遺跡内容を評価された。

茅ヶ崎市教育委員会では、指定後の保存活用に関わる資料蓄積を進めていくため、遺跡の詳細を把握することを目的とする確認調査を実施している。今回の調査は茅ヶ崎市教育委員会が調査主体となり、神奈川県教育委員会の協力を得て実施した。

（2）調査目的

調査の主目的は以下のとおりである。

①遺跡について

- ・高座郡家東側推定区画遺構の詳細確認
- ・高座郡家東側における官衙関連遺構の状況確認
- ・可能な範囲での弥生時代中期環濠集落関連遺構の状況確認
- ・重層している他時代（縄文時代、中世、近世、近現代）の遺跡状況の確認
- ・官衙直前（古墳時代後期）、直後（平安時代～中世）の遺構・遺物の確認

②古環境について

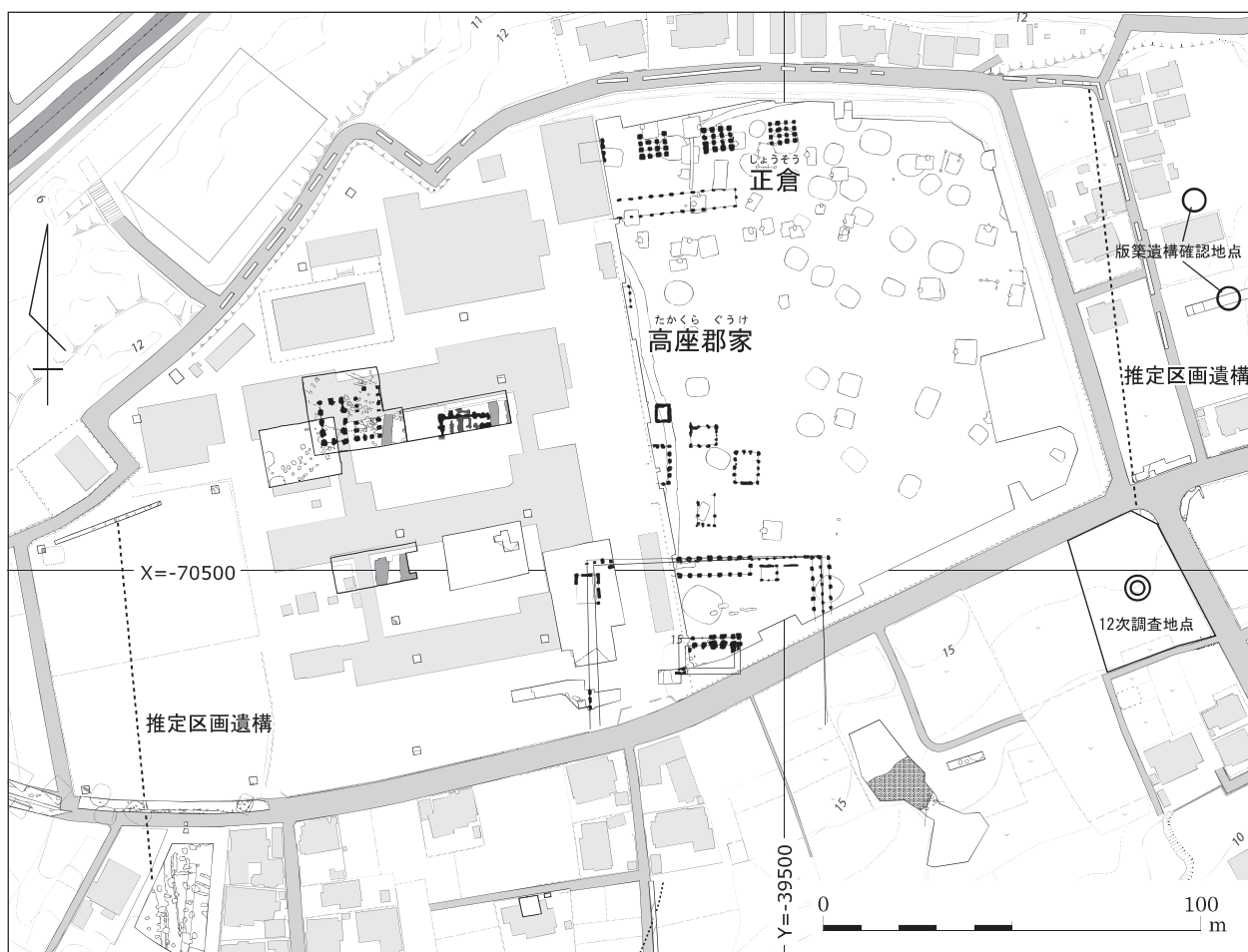
- ・遺跡群が立地する原地形の把握
- ・官衙関連遺構の土地利用についての検討

③整備に関して

- ・遺跡の保存状況の把握

（3）調査方法

当該地北東隣接部分の交差点における歩道整備に伴う発掘調査によって南北方向の溝状遺構がわずかな範囲であったが発見された。この遺構が主軸方向 N-6° -W であり、県立茅ヶ崎北陵高校グ



第1図 調査地点位置図 (1/1,000)

ラウンドで発見された正倉群と軸方向が近似することから、郡家東側の区画遺構としてこれまで推定されてきた。

調査計画では、区画遺構と考えられているこの溝状遺構を把握することを主目的としているため、調査区を溝状遺構想定延長部に適宜設定し、確認状況に応じて拡張、あるいは延長上に別調査区を設定することとしていた。最終的に調査区を4か所に分けたため、調査開始順にA区、B区、C区、D区と呼称することとした。

周辺の調査において、部分的な攪乱等が存在していることが想定されたことや時間短縮の関係から可能などころまでを重機で掘り下げを行う計画であったが、地表から約20～60cm存在する表土を除去したところ、遺構の確認が可能ながことが判明したことから、A区の北半分とC区の拡張前部分のみ重機を使用し、それ以外は人力掘削で土層の把握と遺構・遺物の確認を行った。

調査は中世までの遺構を完掘し、記録保存とし、

古代以前の遺構については平面精査による遺構確認を目的とし、原則として遺構掘削調査は行わず現状保存とした。なお、溝状遺構については、状況把握のため必要部分の調査を行い、詳細把握に努めた。

10 調査の概要

ここでは今回確認することのできた近世から縄文時代における主要遺構・遺物について、その概要を述べることにする。

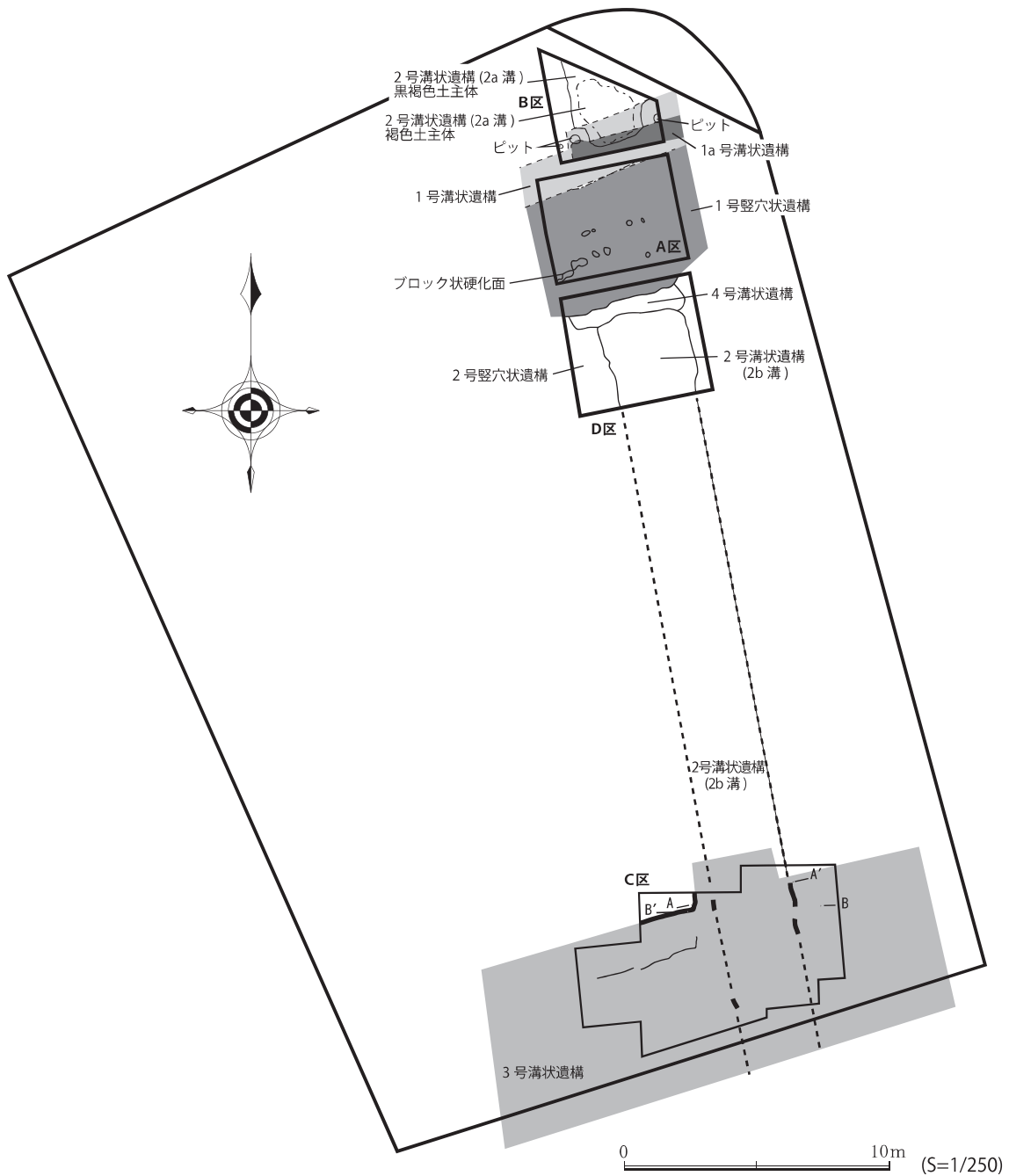
(1) A区主要遺構・遺物

1号竪穴状遺構

調査区の北西部を除き全体に検出された。礫を多く含み、しまりが弱い。

近世後半以降のピットに掘り込まれているが、出土する遺物で最も新しいものは古代の土師器である。硬化面を掘り込んでおり、硬化面は官衙関連遺構の可能性が高いことから、官衙期～近世前半の遺構と考えられる。

硬化面



第2図 遺構配置図 (1/250)

1号竪穴状遺構に壊されており、ブロック状に確認することができた。3cm厚程の残存であるが、もともと1号竪穴状遺構と概ね重なる範囲により厚く存在していた可能性がある。

縄文時代の遺物

縄文時代中期、前期の土器、黒曜石が出土している。

(2) B区主要遺構

1号溝状遺構

幕末頃の磁器を含む。下部からより古い1a号

溝状遺構を確認している。2号溝と概ね直交する。近世後半以降に埋没したと考えられる。

1a号溝状遺構

1号溝状遺構と覆土が近似していたことから、同じ遺構として掘削したが、下部から磁器が出土しないこと、2号溝状遺構の止まる部分で直交しており、D区の2号溝の止まる部分に直交する近似した遺構(4号溝状遺構)が存在する。4号溝状遺構と同時期の遺構の場合、1号竪穴状遺構より古く、硬化面より新しいが、B区内の重複関係

では、1号溝状遺構より古く、2号溝状遺構、1号竪穴建物址、ピットより新しい。

なお、2号溝中心部の止まる部分に2号溝に伴う可能性があるピット状の遺構が存在したが、断面観察の結果、これは1a号溝状遺構に伴うものであると判断した。

2号溝状遺構

これまで郡家東側区画遺構と推定されてきた主目的の溝状遺構である。調査区南端で溝が止まっている。溝が止まる部分は近世の1号溝状遺構、中世～古代の1a号溝状遺構に壊されている。

断面形状はU字状で、上部がラッパ状に開く。

溝の東西幅はラッパ状に開く最上部が約3.03mで、U字状の上面は約2.07mである。

覆土は外側が黒褐色土主体で、中心部が褐色土主体である。礫を多く含む。

1号竪穴建物址

2号溝状遺構と重なる。検出できた範囲は竪穴の南西端部分である。過去の調査区で確認されている古墳時代後期の建物址の南西部と考えられる。

ピット

2号溝状遺構の止まる部分の脇に等間隔で東側と西側に存在している。平面は円形で直径約37cm、31cm、検索棒による深度の確認では各ピット確認面から約47cm、42cmである。1号溝状遺構の底面で確認が可能ことから、本来2号溝状遺構の覆土が被っており、プラン確認が容易でない可能性があることから、D区の2号溝状遺構の止まる部分において同様にピットが存在しているかは明確でない。

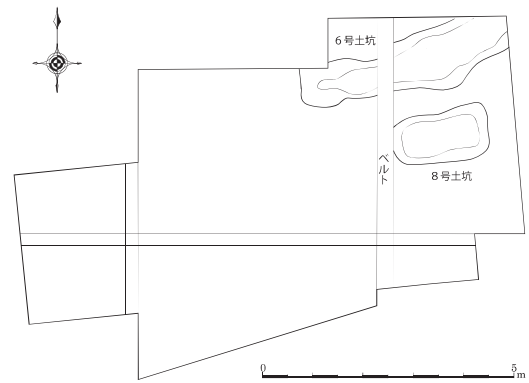
(3) C区主要遺構・遺物

6号土坑、8号土坑

宝永火山噴火により降灰した軽石を含むことから、近世後半以降の遺構と考えられる。いずれからも龍泉窯系の青磁が出土しており、接合した。このことから、本遺構が中世からの所産、あるいは中世の遺構を壊したことで混入した可能性がある。

2号溝状遺構

区画遺構と考えられる。サブトレンチによる遺構掘削の結果、ほぼ同じ軸の溝が2本重なっている。



第3図 C区6、8号土坑配置図

ることが判明した。西側は古く、黒褐色土を主体としており、断面形が逆台形を呈す。東側は西側より新しく、断面形がV字状であり、逆台形より深く、幅が広い、褐色土主体である。V字状の溝は礫を多く含む。V字状の溝は西側が途中テラスを持ち、逆台形の西側上部で法面がほぼ重なる。

東西幅はV字状の上面で約2.97m、そのうちテラス部分が約0.96m、逆台形はV字状の溝に大きく壊されているが、確認できる最大幅で1.29m、底面幅は0.6mである。

3号溝状遺構

十字に交わる溝である。東西方向は段状にやや平坦な面を複数もつ。それぞれの段は約15cmであり、全体に2号溝状遺構と比較して浅い。南北部分が2号溝状遺構と重なる。2号溝状遺構を掘り込むため、2号溝状遺構より新しいが、遺物は古代以前のもののみである。時期の詳細については、今後の資料整理と周辺の事例を再検証する必要があるが、官衙期まで遡る可能性を残している。

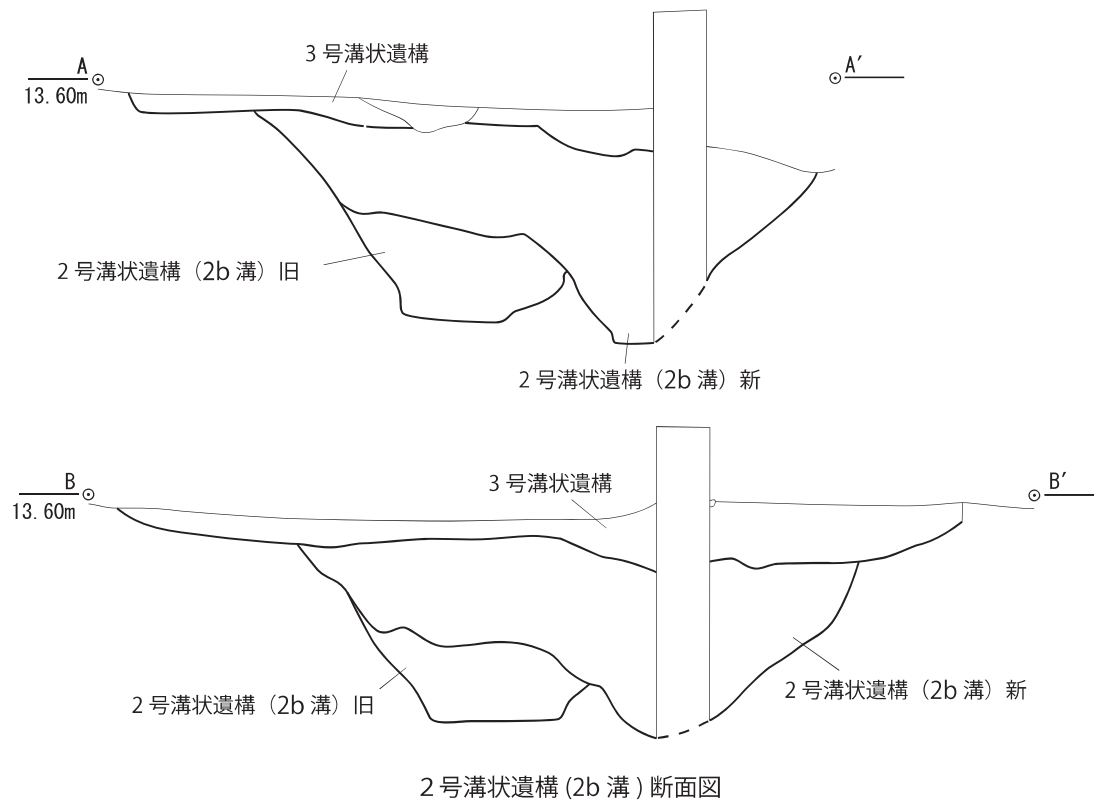
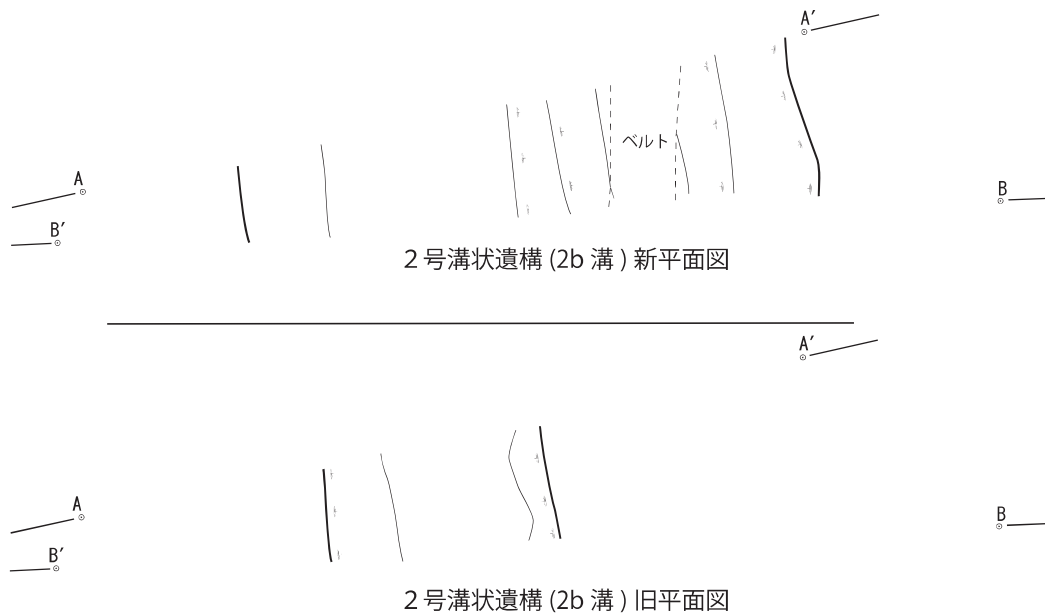
3号竪穴状遺構

6、8号土坑の底面、2号溝状遺構東側でのみ確認できた。基本層序よりも褐色みが強く、スコリアが多いことから、弥生時代以前の遺構覆土の可能性が高い。遺物の出土はなく平面形は不明である。

(4) D区主要遺構

2号溝状遺構

区画遺構であり、4号溝状遺構が重なる部分周辺で止まると考えられる。礫を含む特徴や覆土から、C区の2号溝状遺構の延長であり、B区の2号溝状遺構と対応するものと考えられる。



第4図 2号溝状遺構 (2 b溝) 平面・断面図 (1/40)

4号溝状遺構

B区1a号溝状遺構と同様に2号溝の幅より若干広い直交する遺構である。2号溝状遺構と1a号溝状遺構と4号溝状遺構は直交するものの、平面的な位置は若干ズレがあることから、2号溝状遺構に伴うものではないと考えられる。

1号竪穴状遺構

礫を多く含み、しまりが弱い。A区の1号竪穴状遺構と同一と考えられる。

2号竪穴状遺構

2号溝状遺構西側に存在する。調査区内では平面形はとらえられない。古墳時代後期の遺物を複数含むことから、古墳時代後期の竪穴建物址の可能性が高い。

11 まとめ

(1) 区画遺構の状況について

郡家東側区画遺構と推定されてきた溝状遺構を調査地北東部分（B区）で確認した（2号溝状遺構）。また、B区南端で溝状遺構が止まり、約6m 50cmの間溝状遺構がなく、再度同様の溝状遺構が南に向かって始まり、敷地外まで延びることを確認することができた。ここでは便宜的に北側の2号溝状遺構を2a溝、南側を2b溝として報告する。

覆土の特徴としては、不揃いの礫が多く含まれること、土色に褐色部分と黒褐色部分に大別できることである。B区（2a溝）とC区（2b溝）で部分的な遺構掘削を行い、形状を確認したところ、異なる形状を確認した。2a溝下部はU字状の形状をしており、北東隣接地の調査では底面中央がさらに小さなU字状に掘り込まれていることを確認している。上部はラッパ状に開く特徴がある。2b溝では、逆台形とV字状の2本がほぼ平行して同位置に作り替えられており、逆台形の方が古く、やや西側に底面の中心軸があり、V字状の方が新しく深い。覆土は逆台形が黒褐色土主体で、V字状が褐色土主体となっている。V字状の溝は西側が途中テラスを持ち、逆台形の西側上部で法面がほぼ重なる。

時期については、溝状遺構の特性上構築時期や埋没時期を明確にすることは難しいが、多く入り込む礫が意図的に突き固めのために入れたものではないと考えられることから、近場から土と共に埋める際に入り込んだ可能性が高いと考えられる。2号溝状遺構の覆土全体に礫が見られることから、相当量の不必要になった礫が当該地周辺に存在していた可能性が高いと考えられる。本遺跡でのこれまでの調査で、弥生時代の環濠集落や古墳後期の住居から礫が多く出土したことはなく、平安時代末～近世の遺構密度は低い。官衙期の遺構からはしばしば同様の礫が出土することから、2号溝状遺構に含まれる礫は官衙関連遺構に使われていた礫の可能性が高い。2b溝の逆台形側は礫が含まれず、遺物もほとんど出土していないことから、官衙成立後の早い段階で埋まった可能性があり、V字状は礫を利用した官衙関連遺構

が礫の利用をやめた段階以降に埋没した可能性がある。出土遺物は最も新しいものが表土直下の遺構確認面で9世紀代の土師器が出土しているが、大部分は8世紀頃の土師器、須恵器が主である。溝状遺構から10世紀以降の遺物は発見されていない。

底面の深度は2a溝の遺構底面よりC区2b溝の底面が約1m深い。

2a溝は既往の調査での主軸方位はN-6°-Wとされてきたが、2b溝はN-10°-Wである。2a溝の軸については、狭い範囲での確認であること、2b溝は2重に重なっているものを平面精査を中心に確認していることから、軸については今後整理を進め、再検討が必要と考えられる。

2a溝と2b溝の間の約6m 50cmの間の空間部分に5m×4mの調査区となったA区では、2号溝状遺構より新しい1号竪穴状遺構が存在しており、1号竪穴状遺構の底から硬化面が部分的に検出された。1号竪穴状遺構はA区のほぼ全体に存在しており、深さにばらつきがあることから、硬化面は部分的な検出となっている。このことから、硬化面は1号竪穴状遺構より古いと考えられる。硬化面の直下には縄文時代の堆積土が堆積していることから、硬化面の時期は縄文時代～1号竪穴状遺構のものと考えられる。そのため、2号溝状遺構の時期に伴う可能性がある。

この溝と溝の空間の位置は、郡家全体像から位置を見てみると、郡庁の区画遺構と考えられている後殿の東西軸延長上に位置している。

また、周辺における近年の調査では、当該地北東部で古代の版築遺構を複数確認し、東側においても区画遺構の可能性のある溝状遺構を確認しており、2号溝状遺構以東に官衙関連遺跡内容が広がっている可能性が生じているため、2号溝状遺構の性格については今後検討を進める必要がある。

C区で確認された3号溝状遺構は東西、南北十字状の溝状遺構であり、南北部分の覆土はC区では2b溝と重なっており、南北の区画性が引き継がれている遺構と考えられる。時期については、遺物としては9世紀代以前のものしか出土しない。3号溝状遺構に重なるより新しい近世の遺構

から、1点10世紀代の土師器が出土している。また、別の重なる近世の遺構からは中世の龍泉窯系の青磁が出土している。

(2) 地形について

同一土層での標高差を今後慎重に検証する必要があるが、南北方向の2b溝の底面や法面で観察できるローム層から、縄文時代頃の原地形は当該地北側が高く、南側が低いと考えられる。古代の生活面については、今回の調査地点では、すべての古代遺構確認深度が近現代の土層直下にあることから、後世に削平を受けている可能性があり、明確ではない。

(3) 重層する遺構について

時期が明確なものは、宝永火山灰、軽石を含む近世後半以降の土坑、ピットである。明確に中世の遺構は確認されていないが、破片であっても市内での出土例が稀な龍泉窯系青磁が2点出土している。

この他には古墳時代後期の竪穴建物址1軒、竪穴状遺構1基、官衙以前の時期不明竪穴状遺構1基である。

本地点は弥生時代中期宮ノ台式期の環濠集落として史跡指定を受けている『下寺尾西方遺跡』の環濠内側に位置していたが、明確な遺構、遺物は発見されていない。今後の土器洗浄作業によって再確認を実施する。

縄文時代中期勝坂式、前期諸磯式の土器、石器が出土したが、遺構は確認できなかった。

(4) 近現代の土地利用

当該地は昨年まで耕作が行われていた土地であり、表土はトラクターによる耕作土であった。その直下には宝永火山灰、軽石を含む土坑、ピットを覆う20～60cm厚の土層が存在しており、その土層はすべて固く転圧を受けている。この転圧土の下に近世以降の土坑からはビニールゴミや犬の骨を含むものがあり、近現代になってから整地されたものと考えられる。今回の調査区はすべてこの整地土を取り除くと礫を多く含んでいることから、耕作のために盛土したものと考えられる。

また、明治8年の公図には2号溝状遺構と近似した軸で、近い位置に道が存在しており、区画が明治期まで意識されていた可能性がある。

以上、調査目的ごとの成果を確認したところ、主目的であった推定区画遺構である溝状遺構が官衙に関連する区画遺構の可能性が高いことが明らかになった。また、その構造については新たに課題が発生したが、区画遺構の構造の一部を明らかにすることができた。本区画遺構の詳細な時期、機能については今後検討を進めていくが、いずれにせよ郡家全体の構成や景観を考える際に必要となる資料を得ることができた。



調査地空撮（上が北）



A区硬化ブロック確認状況（西から）



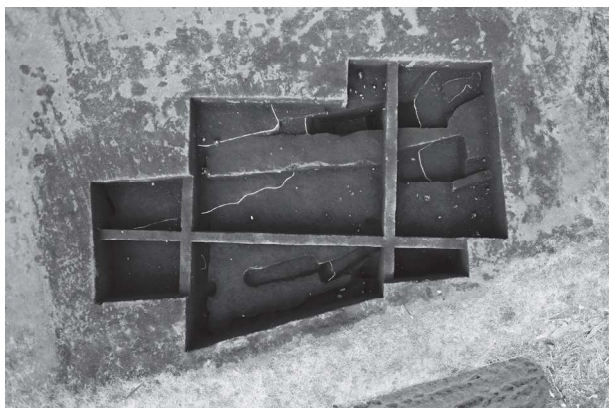
A、B、D区空撮（上が北）



A区2号溝状遺構確認初期の様子（東から）



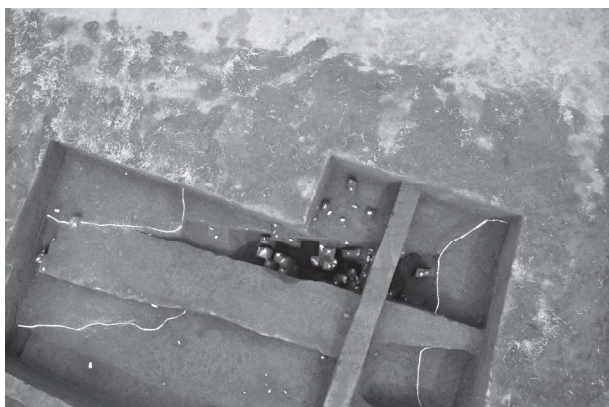
A区2号溝状遺構南端の様子（西から）



C区空撮（上が北）



C区2号溝状遺構サブトレチ（北から）



C区2号溝状遺構サブトレチ礫出土状況



出土遺物